



行政文書一部公開決定通知書

3観名保第180号
令和3年12月28日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年7月16日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について（避難誘導システム）		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年12月28日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>(第7条第1項第1号) 当該行政文書には、一般財団法人日本消防設備安全センター消防設備システム評価委員会委員長及び一般財団法人日本建築センター防災性能評定委員会委員長の氏名が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であると考えられるため</p> <p>(第7条第1項第2号) 当該行政文書には、以下のとおり株式会社竹中工務店の技術上のノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、同社に「明らかに不利益を与えると認められる」と考えられるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・避難計画策定に関する情報 <p>名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでない。そのため、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、株式会社竹中工務店の技術上のノウハウを活かした独自の手法を用いている。</p> <p>この情報は他の歴史的建造物の復元にも適用可能なものであるため、公開されると同業他社が上記ノウハウを模倣することにより、株式会社竹中工務店の競争上の利益が損なわれるものと認められる。</p>		

行政文書の一部を公開しない理由	(第7条第1項第3号) 当該行政文書には、木造天守内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う防災拠点の設置場所や人員配備等についての情報が記載されており、当該情報が公開されると、悪意ある第三者によってこの防犯・防災機能が阻害され、「人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と考えられるため
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。